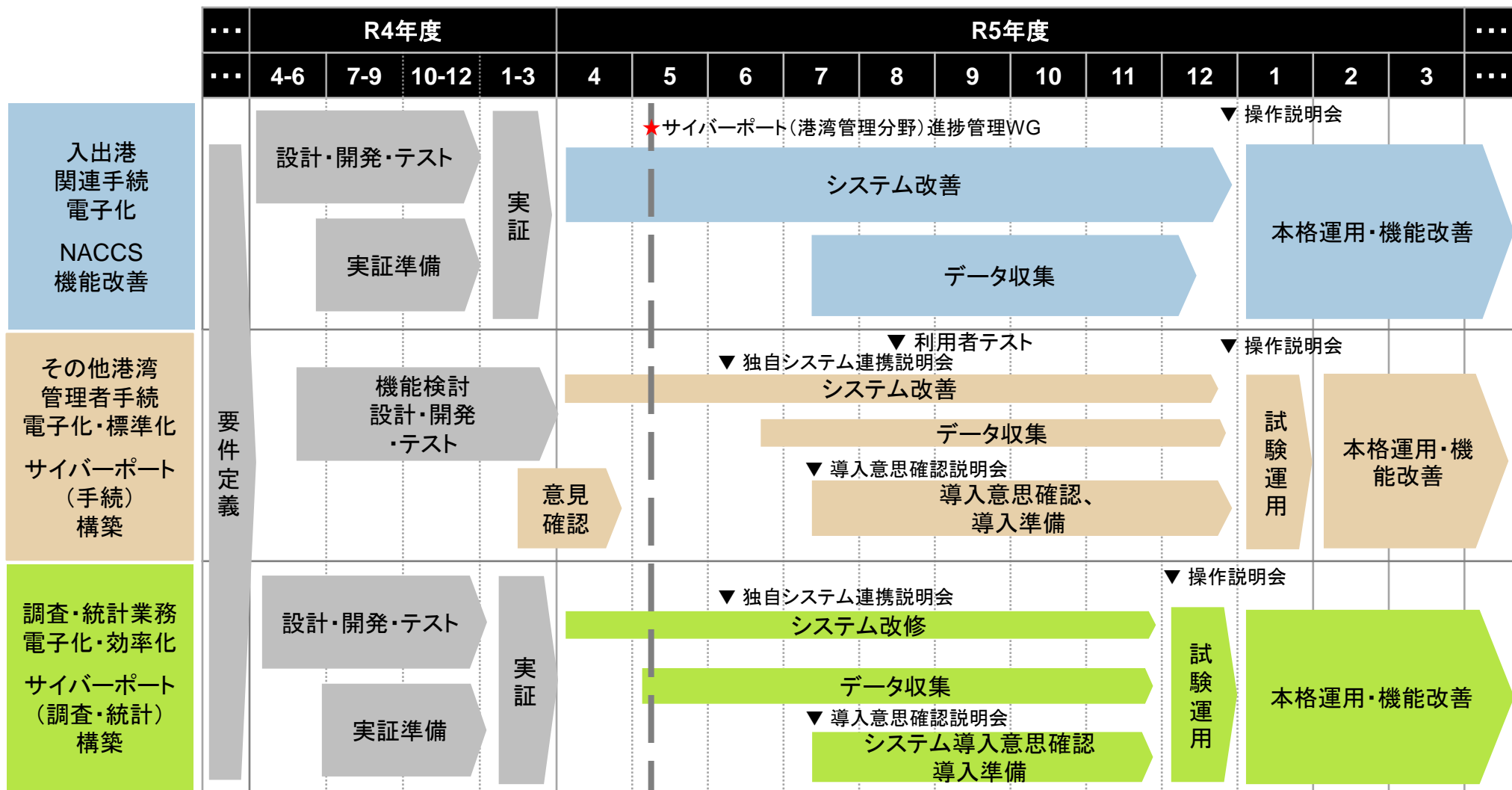


今後のスケジュール・情報共有

港湾局 サイバーポート推進室
令和5年5月

- 令和5年度中の本格稼働に向けてシステム構築と各種調整を並行して実施予定。

★:3システム共通



※サイバーポート(手続)については、今後業務契約予定のため変更の可能性あり

説明会等	NACCS機能改善 (バースウィンドウ等)	サイバーポート(手続)	サイバーポート (調査・統計)
<p><u>6月</u> 独自システム 連携説明会</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 港湾独自システムや独自統計システムを持つ港湾管理者に対して、システム連携する際の仕様を提示する想定です。 	
<p><u>7月</u> 導入意思確認 説明会</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国の港湾管理者及び事業者に対して、システムの内容を示し、9月締切想定でシステム導入意思を確認します。説明会では、各種資料や操作動画に加え、令和4年度実証時の試験環境提供、操作テストの実施をする想定です。 	
<p><u>11、12月</u> 操作説明会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国の港湾管理者及び事業者に対して、試験運用前にシステムの操作説明会を行います。試験運用では模擬的に実装予定機能を試していただく他、本格運用までに必要な設定等を行っていただきます。 		
<p><u>WG終了後</u> データ収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国の港湾管理者に対して、システムの設定に必要な船舶マスタ等の情報の提供を依頼させていただきます。 		

◆サイバーポート(手続)の構築

① 港湾法施行規則の改正について

- 本システムを港湾法に位置づけるため、港湾法施行規則の改正を検討中(※令和5年10月頃公布、令和6年2月頃施行を目指す、改正の可否・スケジュールについては省内審査により変更の可能性あり)。
- 本システムのご利用に当たって、条例改正が必須とは考えていないが、関連する条例等の改正を行う場合には上記スケジュールを踏まえてご準備をお願いしたい。

② 使用料の算定基準について

- 使用料の算定基準について、NACCSの算定基準に準拠することを想定しているが、その詳細や使用料の発生時期については別途検討中。
- 港湾管理者の予算要求スケジュールに配慮して検討を進める予定。

◆NACCS機能改善

- 令和4・5年度にかけてバースウィンドウ機能、手続状況照会機能等の改修を行ったことに伴い、令和6年度よりご負担いただく使用料が増加する見込み。
- 現時点のモデル的な試算によれば、管理している港湾の規模に応じて、1管理者あたり約10～80万円／年の増額と見込まれている。ご理解とご協力をお願いしたい。

【独自統計システムを継続利用する場合のご留意事項】

- 令和6年1月より、調査票情報を国土交通省で永年保存する旨を港湾調査の調査計画に規定する予定です（サイバーポート(調査・統計)内で管理することで対応）。
- 独自統計システムを利用している港湾管理者においても、下記いずれかの方法で、サイバーポート(調査・統計)に調査票情報を保存していただく必要があります。
 - ① 調査票情報を、今後、国土交通省が指定する形式に整理し、csvファイル等で出力したうえで、サイバーポート(調査・統計)に取込む方法。
 - ② サイバーポート(調査・統計)と独自統計システムを、ファイル連携等の方式で接続して連携。
- 上記方法に関する仕様や様式、連携方式等については現在検討中ですが、令和5年6月頃に仕様を示す想定です。
- 令和6年1月以降も独自統計システムを継続して利用する意向を有する港湾管理者においては、当該仕様が提示でき次第、上記の対応に向けて速やかに独自統計システムの改修をお願いいたします。
- サイバーポート(調査・統計)に調査票情報の保存が完了するまでは、令和元年12月20日付総合政策局からの事務連絡に基づき、調査票情報の保存をお願いいたします。

